

# 今治市耐震改修促進計画



平成20年3月策定  
平成30年3月改正  
平成31年3月改正  
令和 2年2月改正  
令和 4年9月改正

## 目次

第1	基本方針	…P. 1
1	目的	
2	予防対策の推進	
3	応急対策の推進	
4	SDGs	
第2	想定される地震の規模、想定される被害の状況等	…P. 3
1	今治市の特徴	
2	想定される地震	
3	想定される被害の状況	
第3	耐震化の現状	…P. 7
1	住宅	
2	多数の者が利用する建築物等	
3	耐震診断義務付け対象建築物	
第4	耐震化の目標	…P. 9
1	減災対策の効果	
2	目標の設定	
第5	住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	…P. 11
1	住宅及び建築物の所有者等、県、市町の役割等	
2	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
3	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	
4	要緊急安全確認大規模建築物に関する事項	
5	要安全確認計画記載建築物に関する事項	
6	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	
7	地震時の総合的な安全対策に関する事項	
8	地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
第6	住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	…P. 16
1	地震ハザードマップについて	
2	相談体制の整備及び情報提供について	
3	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	
4	自主防災組織等との連携	
第7	所管行政庁による指導、助言及び指示	…P. 17
1	耐震改修促進法による指導等について	
2	建築基準法による勧告又は命令等の実施	

第8 その他必要な事項 …P. 18

第9 実施期間 …P. 20

第10 計画の見直し …P. 20

## 第1 基本方針

### 1 目的

今治市耐震改修促進計画（以下「市計画」という。）は、「愛媛県防災対策基本条例」（平成28年条例第33号、以下「県条例」という。）、「今治市国土強靱化地域計画」、「今治市地域防災計画」、「愛媛県耐震改修促進計画」（平成19年3月策定。以下「県計画」という。）及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、地震災害に対する予防対策及び地震発生時における応急対策の促進を目的とする。

#### (1) 予防対策

市内の住宅及び建築物の耐震性能を確保するため、耐震性能の把握を目的とした耐震診断と、その結果に基づく耐震改修を促進することによって、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命及び財産の保護を図る。

#### (2) 応急対策

被災した住宅及び建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。

### 2 予防対策の推進

市内のストックの状況及び被害が生じた際の利用者及び周辺への影響を鑑み、特に耐震化の促進を図る住宅及び建築物は次のものとし、法の積極的運用及び国庫補助事業等の活用により推進を図る。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準の住宅

(2) 法第14条第1号から第3号に掲げる建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準のもの（以下「特定建築物」という。）

法第14条第1号：多数の者が利用する建築物

法第14条第2号：危険物を貯蔵又は処理する用途に供する建築物

法第14条第3号：県計画及び市計画に記載された道路の沿道建築物

（第5第6項関係）

なお、次に掲げる建築物については、重点的に耐震化の推進を図るものとする。

(1) 木造戸建て住宅

(2) 法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（第5第4項関係）

(3) 法第5条第3項第1号の規定により県計画に記載する要安全確認計画記載建築物（第5第5項関係）

### 3 応急対策の推進

応急対策は、県計画に定めるもののほか、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアルに基づき愛媛県（以下「県」という。）、市町及び「愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会」（以下「協議会」という。）が迅速かつ的確に実施するものとする。

#### 4 SDGs

SDGs（持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられました。令和 12（2030）年を達成年限とし、経済・社会・環境などに係る 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、令和 2（2020）年からの 10 年を SDGs 達成に向けた『行動の 10 年』とされています。



今治市の最上位計画である「第 2 次今治市総合計画後期基本計画」では、主要な施策と SDGs の 17 のゴールと関連付け、施策の展開に取り組んでいます。

今治市耐震改修促進計画においても、第 2 次今治市総合計画後期基本計画に連動し、SDGs の目標と関連付け、「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」への施策の展開を図ります。

<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標 9（インフラ、産業化、イノベーション） 強靱（レジリエント）なインフラの構築を図る。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11（持続可能な都市） 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標 17（実施手段） 専門知識、技術等を共有し、パートナーシップ（協力関係）を強化する。</p>

## 第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等

### 1 今治市の特徴

#### (1) 地形・地質

本市陸地部の西部及び南部には高縄山地が分布し、その周辺には今治丘陵・今治台地が広がり、海岸部には今治平野が広がっている。

山地斜面は全般に急峻であるが、丘陵地の斜面は山地に比べてなだらかであり、丘陵地を中心として宅地造成による地形改変が進み、各地に人工地形が見られる。また、臨海部では、干拓や埋め立てにより新しい土地が形成されている。

島しょ部の地形特性は、標高約100m以上にあつて特に風化・浸食に強い変成古生層（ホルンフェルス）や細粒質花崗岩のため、ベレー帽のように取り残されている急傾斜地（山地）と、その台部にあつて相対的に粗粒質な花崗岩類のためいち早く浸食作用により削られた緩傾斜地（丘陵地）、そして海拔10m以下にあつて複雑な海岸線を埋める湾内積地（低地）、の3地形が明瞭に区分されている。

本市のうち、陸地部には沖積平野によって分断されるいくつかの山塊があり、それらのほとんどすべてが各種の中生代深成岩類からなる。高縄半島と大島は、そのほとんどがすべて深成岩特に花崗岩類によって占められている。特に花崗岩の中では新期に属する黒雲母花崗岩が多い。燧灘の四阪群島や比岐島、平市島などは、深成岩類の中でも比較的古い片状花崗岩あるいはさらに古い斑れい岩、片麻岩及びホルンフェルスなどの、陸地部にあまり分布しない古期岩層からなつて、黒雲母花崗岩はまったく認められない。

島しょ部は、中央構造線の北側に沿つて東西に細長く延びる「領家帯」に属す。領家帯の北側は主に広島型花崗岩と領家変成岩より成り、その南側は主に領家型花崗閃緑岩と領家変成岩より成る。大三島・伯方島などに広く分布する粗～中粒の花崗岩は大部分が広島型に属す。岡村島・大下島・小大下島・大三島の山岳の中腹以上には、広島型花崗岩の上に屋根上に（ルーフペンダントと称する）領家変成岩のメンバーであるホルンフェルス・結晶質石灰岩がかなり広く分布する。ホルンフェルス・結晶質石灰岩は堆積岩が花崗岩マグマの熱によって熱変成作用を受けたものである。未固結の堆積層としては、第四世紀の礎・砂・泥の堆積物が、島しょの海岸や小河川に沿う平坦部、山麓の緩斜面に小規模に分布している。段丘堆積物は、大三島・伯方島などに狭い範囲に分布している。

#### (2) 市付近の活断層の分布

本市付近においては、中央構造線断層帯があり、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯である。

全体として長さは約290kmで、連続的に分布しており、過去には、複数の区間（セグメント）で同時又は分かれて活動したと推定されているが、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。

#### (3) 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

南海トラフで発生する地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に

沈み込むフィリピン海プレートの境界面が沈み込むことに伴って、これら2つのプレートの境界面が破壊する（ずれる）ことによって発生する。また、震源域全体がすべることで発生する地震が、「最大クラスの巨大地震（南海トラフ巨大地震）」であり、この震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はマグニチュード9クラスとなる。

南海トラフでは、歴史記録によると白鳳（天武）地震（684年）から現在までの1,400年間に、マグニチュード8クラスの大地震が少なくとも9回起きていることが分かっており、既往の最大規模の地震としては、宝永地震（1707年）と安政南海地震（1854年）のマグニチュード8.4があげられる。

#### (4) 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部がずれることによってマグニチュード6.7～7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にマグニチュード6.7～7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（マグニチュード7.2）、2001年の芸予地震（マグニチュード6.7）である。

## 2 想定される地震

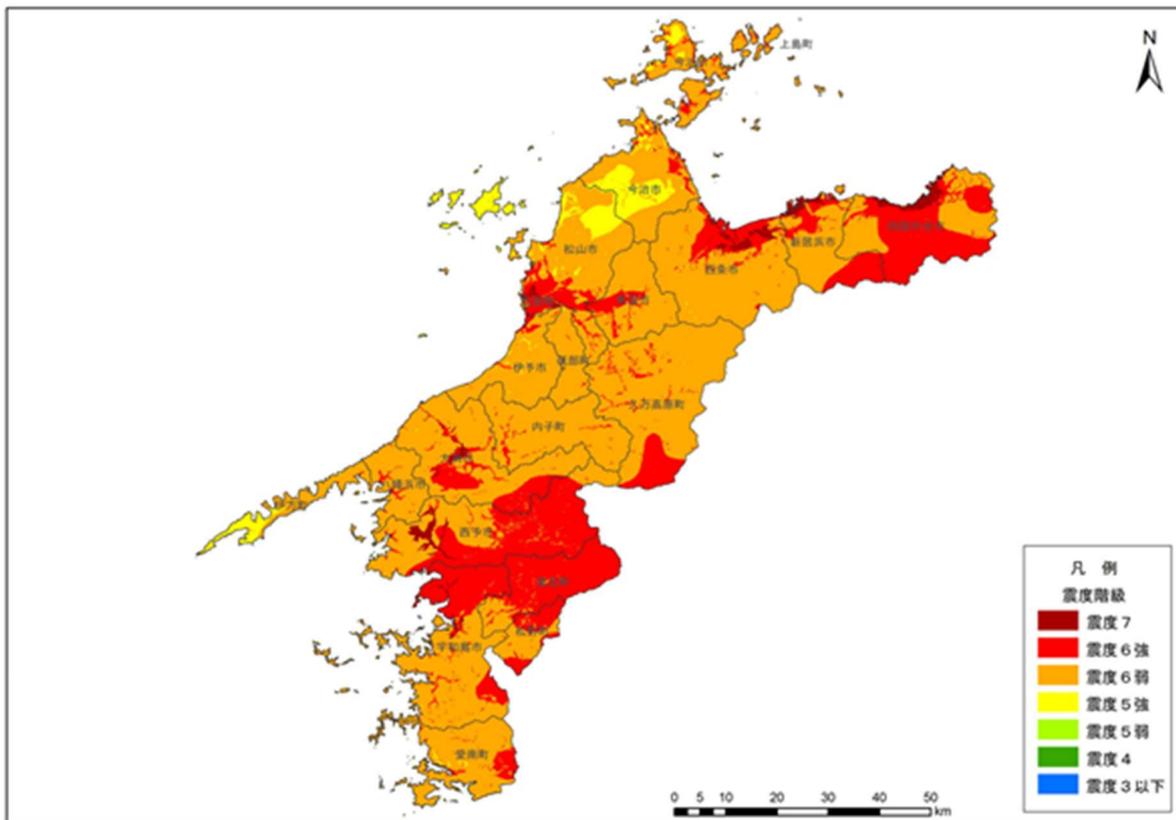
本市付近においては、中央構造線断層帯があり、国内最大規模の断層であることから、地震に留意する必要がある。

南海トラフを震源域とする南海地震は有史以来 100 年から 150 年間隔で発生し、21 世紀前半までには高い確率で発生するといわれていることから対策が重要となっている。

また、伊予灘・日向灘周辺では過去に大規模な地震が発生している。

このことから、今治市地域防災計画では、想定する地震を、地震の規模がマグニチュード9 クラスで本市に最も大きな被害をもたらすとされている「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」としており、その震度分布は【図 2-1】のとおり。

【図 2-1】南海トラフ巨大地震による震度分布



### 3 想定される被害の状況

想定地震の揺れによって想定される建築物等の被害については、今治市地域防災計画において被害想定が示されており、その内容は【表 2-1】のとおり。

【表 2-1】被害想定

#### ■本市の被害が最大となる地震ケースの被害想定（最終報告）

被害	原因	全壊	半壊
建物 (冬 18 時強風時)	揺れ (棟数)	5,764	18,249
	液状化 (棟数)	1,843	3,298
	土砂災害 (棟数)	32	75
	津波 (棟数)	480	5,203
	地震火災 (焼失棟数)	978	—
	合計 (棟数)	9,097	26,825
被害	原因	死者数	負傷者数
人 (冬深夜強風)	建物倒壊 (人)	351	4,601
	土砂災害 (人)	3	3
	津波 (人)	284	50
	火災 (人)	3	7
	合計	641	4,661
被害	ライフライン名	直後	1 週間後
ライフライン (冬 18 時強風時)	上水道 (断水人口) (人)	156,320	133,538
	下水道 (支障人口) (人)	56,221	16,141
	電力 (停電軒数) (軒)	79,850	7,326
	通信 (不通回線数) (回線)	99,922	3,529
	都市ガス (支障戸数) (戸)	13,637	11,405
被害	項目	1 日後	1 週間後
避難者数	避難者合計 (人)	40,306	44,630
	うち避難所避難者数 (人)	26,156	25,637
被害	項目	被害数	
その他	帰宅困難者数 (人)	17,899	
	仮設住宅必要数 (世帯)	1,929	
	災害廃棄物発生量 (万 t)	71	
	避難所内要配慮者 (人)	6,187	

※被害が最大となる地震ケースは、南海トラフ巨大地震陸側ケース

### 第3 耐震化の現状

#### 1 住宅

平成25年住宅土地統計調査によると、本市における居住世帯のある住宅約6万6千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約3万戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、市内における住宅の耐震化率の状況は約68.5%と、全国平均（約82%）を下回る水準であった。

また、平成30年住宅土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約6万5千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約2万4千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、市内における住宅の耐震化率の状況は【表3-1】のとおりであり、約77.4%と、全国平均（約87%）を下回る水準となっている。

【表3-1】住宅の耐震化の推計（平成30年度末）

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有 ③			
木造戸建	26,040	20,130	46,170	32,894	71.2
		6,854			
共同住宅等	15,360	4,020	19,380	17,864	92.2
		2,504			
合計	41,400	24,150	65,550	50,758	77.4
		9,358			

#### 2 多数の者が利用する建築物等

平成17年度末に実施した建築物の状況調査の結果によると、市内における法第14条第1号及び第2号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物等」という。）の耐震化の状況は、全体の637棟のうち昭和56年5月以前に建築されたものは303棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは2棟となっている。昭和56年6月以降に建築された334棟と合わせて、耐震性があるとされるものは336棟、耐震化率は52.7%と全国平均（約75%）を下回っていた。

また、平成27年度末に実施した建築物の状況調査の結果によると、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は、全体の790棟のうち昭和56年5月以前に建築されたものは319棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは66棟の約2割と、平成17年度時点に比べると、耐震化はある程度進んでいるものの、市内の法第14条第1号に掲げる多数の者が利用する建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化率は68.0%と、全国平均（約85%）を下回っていた。

同様に、令和2年度末に実施した建築物の状況調査の結果によると、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は【表3-2】及び【表3-3】のとおりであり、全体の858棟のうち昭和56年5月以前に建築されたものは339棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは106棟と、平成27

年度末時点に比べると、耐震化はある程度進んでいるものの、耐震化率は 31.3%に留まっており、多数の者が利用する建築物等の耐震化率は 72.8%と、全国平均（約 89%）を下回る水準となっている。

【表 3-2】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（令和 2 年度末）

区分	昭和 56 年 6 月 以降の建築物棟数 ①	昭和 56 年 5 月 以前の建築物棟数②		建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有 ③				
法第 14 条 第 1 号	519	339	106	858	625	72.8
法第 14 条 第 2 号	0	0	0	0	0	0
合計	519	339	106	858	625	72.8

【表 3-3】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（所有者別）（令和 2 年度末）

区分	昭和 56 年 6 月 以降の建築物棟数 ①	昭和 56 年 5 月 以前の建築物棟数②		建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有 ③				
公共	169	127	89	296	258	87.2
民間	350	212	17	562	367	65.3
合計	519	339	106	858	625	72.8

### 3 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定にする要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）の耐震化の状況は、【表 3-4】のとおりであり、令和 2 年度末時点の耐震化率は 66.6%となっている。

【表 3-4】耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状（令和 2 年度末）

区分	耐震性有 ①	耐震性 不十分 ②	建築物棟数 ③ (①+②)	現状の耐震化率 (%) ①/③
耐震診断義務付け 対象建築物	22	11	33	66.6

## 第4 耐震化の目標

### 1 減災対策の効果

減災効果がある防災への取組は多数あるが、愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）では、県内で人的被害が最大となる南海トラフ巨大地震（陸側ケース）を例とし、今後の防災への取組がどの程度の減災効果を及ぼすかを試算している。（想定シーンは、人的被害以外を冬18時強風、人的被害を冬深夜強風）

#### (1) 住宅及び建築物の耐震性の強化

市内の住宅の耐震化率は、現状（平成30年度末）で約77.4%となっている。

愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）によると、旧耐震基準の住宅及び建築物が、建て替えや耐震化により全て耐震性が強化された場合には、県内の揺れによる全壊棟数は107,554棟から10,831棟に軽減され、約10分の1となる。さらに、耐震化を行えば、住宅及び建築物の倒壊による火気器具・電熱器具からの出火を防ぐことができるほか、倒壊して自力脱出が困難となることや、延焼拡大時に避難路を防ぎ避難を困難となることも防ぐことができることから、倒壊・火災等による死者数は7,431人から401人に軽減され、約19分の1となる。加えて、住宅及び建築物の被害が減ることにより、地震後も自宅に留まることが可能となり、1日後の避難所における避難者も277,786人から173,755人に軽減され、約5分の3となる。

#### (2) 家具等の転倒・落下防止対策の強化

愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）によると、全国の家具等の転倒・落下防止対策実施率である約26.2%を基に被害を想定し、この実施率を100%にすることで、県内の死者数は364人から99人に軽減され、約7分の2となる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となることから、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要となる。

#### (3) 津波避難の迅速化

地震発生後、全員が迅速に避難すれば、20%の人が迅速に避難する場合と比較すると、死者数は約9分の2に軽減できる。

#### (4) 直接被害額の軽減

愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）によると、住宅及び建築物の耐震化率を100%とすれば、県内の全壊棟数、半壊棟数が軽減することによる直接被害額の軽減の減災効果が及び、直接被害額は16.2兆円から8.1兆円に軽減され、約2分の1となる。

## 2 目標の設定

南海トラフ巨大地震が発生すれば、これまでに経験したことがない規模の被害を受けることとなるが、耐震化や早期避難等、対策を講じることによって被害は激減することを十分理解し、平時からしっかりと備えることが必要である。

また、施設等や経済的な被害については、被害ゼロを目標にすることは現実的でなく、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう各々が対応できることを見極め備えておくことが重要である。

このことから、住宅及び多数の者が利用する建築物、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化における目標は、現在の耐震化の状況を鑑みて【表4-1】、【表4-2】、【表4-3】のとおりとする。

住宅の耐震化率については、将来の既存住宅の滅失及び新規住宅建設の推移や耐震診断結果及び耐震改修実績による既存住宅の耐震性能確保戸数の推計、また、耐震改修実績から推計する今後の施策効果等を踏まえ、現状の耐震化率約77.4%を令和7年度末には90%とすることを目標とする。

また、多数の者が利用する建築物については、現状の耐震化率72.8%を令和7年度末には90%とすることを目標とする。

これらの目標の達成には、耐震改修、改築、除却等の方法により耐震化の推進が望まれる。特に、多数の者が利用する建築物のうち、学校、庁舎等については、地震災害が発生した場合において避難場所になるなど、防災上重要な公共的建築物であるが、現況の耐震化率は【表4-4】の1及び2のとおりとなっている。また、公営住宅の現況の耐震化率は【表4-4】の3のとおりとなっている。

【表4-1】住宅の耐震化の目標

区分	計画策定時 (H15年度末)	過去の状況 (H25年度末)	現状 (H30年度末)	耐震化の目標 (R7年度末)
住宅 総数	87,391 戸	66,050 戸	65,550 戸	
うち耐震性有	40,532 戸 (46.4%)	45,267 戸(68.5%)	50,758 戸 (77.4%)	90.0%
うち耐震性無 (未確認を含む)	46,859 戸 (53.6%)	20,783 戸(31.5%)	14,492 戸 (22.6%)	10.0%

【表4-2】多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

区分	計画策定時 (H17年度末)	過去の状況 (H27年度末)	現状 (R2年度末)	耐震化の目標 (R7年度末)
法第14条第1号 総数	637 棟	790 棟	858 棟	
うち耐震性有	336 棟 (52.7%)	537 棟(68.0%)	625 棟(72.8%)	90.0%
うち耐震性無 (未確認を含む)	301 棟 (47.3%)	253 棟(32.0%)	233 棟(27.2%)	10.0%

【表4-3】耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

区分	現状 (R2 年度末)	耐震化の目標 (R7 年度末)
耐震診断義務付け対象建築物 総数	33 棟	
うち耐震性有	22 棟 (66.6%)	90.0%
うち耐震性無	11 棟 (33.4%)	10.0%

【表4-4】法第14条第1号のうち各用途別公共的建築物の耐震化の現状（棟ベース）

施設名	計画策定時 (H17 年度末)	過去の状況 (H27 年度末)	現状 (R2 年度末)
1 学校	37.1%	88.2%	97.6%
2 庁舎、公益上必要な建築物	28.6%	35.3%	63.4%
3 公営住宅	69.6%	98.4%	98.7%

## 第5 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 住宅及び建築物の所有者等、県、市町の役割等

住宅及び建築物の所有者等、県、市町の役割等については、条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

#### (1) 住宅及び建築物の所有者等（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）の役割

住宅及び建築物の耐震化は、倒壊した場合にその居住者のみならず周囲の敷地及び沿道にも被害をもたらす危険性を取り除く地域防災対策であり、まずは住宅・建築物の所有者等が、それを自らの問題、地域の問題として認識し取り組む。

#### (2) 市の役割

本市は、住民にもっとも身近な行政主体として、住宅及び建築物の計画的な耐震化を推進するため、市計画に、地域の実情に応じた施策を定めることとし、必要に応じて、耐震診断、耐震改修等に対する助成を行い、耐震化を推進する。

また、自主防災組織や地域住民と連携した取組みの展開が期待される。加えて、本市が管理する施設について、計画的に耐震化を進め、自ら耐震性の確保に努めることとする。

#### (3) 県の役割

県は、住宅及び建築物の所有者等の取組みや市町の取組みを支援するため、耐震診断、耐震改修を行いやすい環境整備等を行い、必要に応じ、市町が実施する耐震診断及び耐震改修等に対する補助事業に対して助成を行う。

また県、市町、公益社団法人愛媛県建築士会、一般社団法人愛媛県建築士事務所協会、一般社団法人愛媛県建設業協会、一般社団法人愛媛県中小建築業協会及び株式会社愛媛建築住宅センター（以下「建築関係団体等」という。）で組織する「協議会」において、地

震災害に対する予防対策及び応急対策の推進を図る。

#### (4) 県、市町及び協議会の連携

協議会の構成員である県、市町及び建築関係団体等は、「市計画」の実施にあたっては、連絡調整を図りながら協力して効果的な推進を図るものとする。

## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

### (1) 住宅の耐震化の促進について

- ・ 本市は、国庫補助事業等を活用して、耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行い、住宅の耐震化を推進する。また、県と協力して、別に定める住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（県及び市町共同策定）に基づく取組みを実施する。
- ・ 本市は、既存住宅の耐震診断及び耐震改修等の普及を図るため建築関係団体等と協力し、県が毎年開催する講習会の啓発に努める。
- ・ 本市は、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づく「木造住宅耐震診断事業」及び「木造住宅耐震改修事業」等を実施する。

#### 【参考】

※木造住宅の耐震化について

<http://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/taishin/taishin.html>

※耐震改修事例集（民間木造住宅耐震化促進事業）

<http://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/taishin/jirei.html>

※地域材利用木造住宅利子補給制度について

<http://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/rishihokyu/rishihokyu.html>

### (2) 建築物の耐震化の促進について

- ・ 本市は、法第2条第3項に規定する所管行政庁（以下「所管行政庁」という。）として、法に基づき、所管する特定建築物に対する耐震診断及び耐震改修の現状の把握並びに指導等を行う。
- ・ 本市は、県計画及び市計画に位置付けられた特定建築物について、国庫補助事業等を活用し、耐震化を促進する。
- ・ 本市は、国庫補助事業等を活用して、法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を推進する。

#### 【参考】

※建築物の耐震化について

<http://www.pref.ehime.jp/h41000/taishin/taishin-top.html>

## 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

### (1) 愛媛県住宅リフォーム支援事業

県は、金融機関、リフォーム事業者と連携し、市民の円滑な住宅リフォームを支援する

ため、リフォームかし保険を利用した工事を行う際の資金について、優遇措置を講じる金融機関を紹介する「リフォーム融資紹介事業」及び「リフォーム相談・情報提供サービス」の2つの事業を柱とする「住宅リフォーム支援事業」を実施している。

本市は当該事業の普及に努める。

## (2) 住まいの地震対策講座・戸別訪問

住宅の地震対策、市民の防災意識向上のために地区公民館等に出向き、過去の地震被害のことや住宅の耐震診断及び耐震補強工事の方法等の住まいの地震対策について講習を実施するとともに、住宅の耐震化を緊急的に促進するため、市内の一戸建て住宅を対象に、戸別訪問を実施し、耐震化の重要性等について直接説明を行う。

## 4 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

### (1) 耐震診断の義務

法附則第3条第1項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果、耐震性がないとされたものについては、耐震改修を行うように努める。

### (2) 耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物の所有者等から報告を受けた当該建築物の耐震診断の結果について、インターネット等により公表する。

※今治市所管分については、今治市ホームページで公表を行っている。

[https://www.city.imabari.ehime.jp/kenchiku/taisin-plan/taishin\\_kekka/kekka01.html](https://www.city.imabari.ehime.jp/kenchiku/taisin-plan/taishin_kekka/kekka01.html)

## 5 要安全確認計画記載建築物に関する事項

### (1) 指定及び耐震診断の義務

愛媛県地域防災計画では、災害対策拠点・交通拠点・災害拠点病院等の災害対応を円滑に実施するための交通輸送路として緊急輸送道路を定めているが、この緊急輸送道路については、発災後、計画的に交通輸送を確保（啓開）するために策定している「愛媛県道路啓開計画」において、連絡する施設の災害対応の重要度に応じて、ステップⅠ・Ⅱ・Ⅲの三段階で啓開する順番を定めている。

上記、道路啓開計画において、早期に啓開される路線に接続する施設は、当然、災害時の支援や救援の指揮系統において重要となる施設であり、交通輸送が確保されたとしても、施設が損傷すれば災害対応に多大な影響を与えることから、地震に対する安全性を確保する必要がある。

このことから、県は道路啓開計画のステップⅠ及びⅡで啓開される路線で結ばれる次に掲げる用途の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして令第3条に規定する建築物に限るものとし、要緊急安全確認大規模建築物であるものを含むものとする。）を、法第5条第3項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物に指定し、その所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果、耐震性がないとされたものについては、耐震改修を行うように努める。

【参考】

※県計画【資料編 8. 要安全確認計画記載建築物一覧】

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/taishin/documents/kengimuka.pdf>

(2) 耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者から報告を受けた当該建築物の耐震診断の結果について、インターネット等により公表する。

※今治市所管分については、今治市ホームページで公表を行っている。

[https://www.city.imabari.ehime.jp/kenchiku/taisin-plan/taishin\\_kekka/kekka02.html](https://www.city.imabari.ehime.jp/kenchiku/taisin-plan/taishin_kekka/kekka02.html)

6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

緊急輸送道路は、主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路等である一次緊急輸送道路と一次緊急輸送道路を補完する道路である二次緊急輸送道路に分けられるが、これら一次緊急輸送道路及び二次緊急輸送道路は、沿道の建築物が地震によって倒壊することにより、交通輸送が妨げられ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難となること等を防止する必要があることから、法第6条第3項第2号に基づく道路に指定し、沿道建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

また、発災後、早期に啓開すべき路線である愛媛県道路啓開計画のステップⅠ及びⅡ（高速道路を除く。）の路線に接する敷地内にある法第14条第1号の特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

※緊急輸送道路については、今治市地域防災計画において指定しており、今治市ホームページで公表を行っている。

[https://www.city.imabari.ehime.jp/bousai/chiikibousaikeikaku/201903\\_siryu.pdf](https://www.city.imabari.ehime.jp/bousai/chiikibousaikeikaku/201903_siryu.pdf)

※愛媛県道路啓開計画について

<https://www.pref.ehime.jp/h40900/ehimedourokeikai.html>

7 地震時の総合的な安全対策に関する事項

(1) 家具の転倒対策

本市は、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等、家庭における防災対策に関する知識等を周知、指導する。

(2) 窓ガラス・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止

本市は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス・落下危険物等の飛散・落下の危険性のある建築物の所有者等に対し、事故の防止及び安全対策等を周知、指導する。（参考：県条例第10条第2項）

(3) ブロック塀等の倒壊・自動販売機の転倒防止

地震によりブロック塀等（補強コンクリートブロック造を含む組積造の塀をいう。以下同じ。）が崩壊した場合、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動に支障が出る可能性があることから、本市は、ブロック塀等の設置者又は管理者に対し、安全

なブロック塀等の築造方法、既存ブロック塀等の補強方法及びフェンスや生垣への転換等について周知、指導を行うこととし、別に定める災害時の重要な避難路沿道等については、ブロック塀等の安全確保を推進することとする。

また、同様に自動販売機についても、安全な設置方法について、周知、指導する。

(参考：県条例第10条第3項)

#### (4) 既設エレベーターの防災対策

地震時における閉じ込めや戸開走行事故に対する既設エレベーターの安全確保を図るため、重点的に取り組む区域として市内全域を指定し、建築基準法第2条に規定する特定行政庁（以下「特定行政庁」という。）は、建築基準法によるエレベーターの定期調査報告の機会等をとらえ、現行基準に適合しないエレベーターが設置された建築物の所有者等に対して、事故のリスク等を周知し、安全性の確保を指導すると共に、地震の初期微動を感知して最寄りの階に停止する装置（P波感知型地震時管制運転装置）の設置、主要機器の耐震補強措置、及び戸開走行保護装置の設置の導入促進に取り組む。

#### (5) 天井脱落防止対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落する被害が多くみられたことから、特定行政庁は、建築基準法による定期調査報告等を活用して状況把握に努め、劇場、避難所等震災時の安全確保・機能確保が特に必要な施設等について、天井の脱落防止対策の促進に取り組む。

#### (6) 屋根ふき材の脱落防止対策

地震時に屋根ふき材が脱落・飛散した場合に、周辺建築物や通行人に被害を及ぼす可能性があることから、基準風速(※)3.4m/sの地域を重点的に取り組む区域として指定し、当該地域における屋根ふき材の脱落防止対策を推進することとする。

(※) 平成12年建設省告示第1454号第2に規定する基準風速

#### 【参考】

※すまいのしおり

<http://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/shiori/shiori.html>

※自宅の家具転倒防止対策について

<http://www.pref.ehime.jp/h15350/7258/chair/index-chair3.html>

※既設昇降機への安全装置（戸開走行保護装置・地震時管制運転装置）の設置に関するお願いについて

<http://www.pref.ehime.jp/h41000/syoukouki.html>

### 8 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や、造成された宅地の崩壊防止対策を推進する。

#### (1) がけ地近接等危険住宅移転事業

本市は、危険ながけ付近に建築された住宅の所有者等に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知・啓発を行い、移転等を促進する。

## (2) 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

大規模地震等により宅地が被害を受け、緊急輸送道路を閉塞させるなどの土砂災害を起すおそれが認められる場合は、「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」の活用を検討する。

## 第6 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### 1 地震ハザードマップについて

本市では、想定できる地震が発生した場合の人的被害や建物倒壊被害、火災被害などについて予測を行い、地震による地域の危険性を事前に把握するとともに、今後の防災対策の推進に反映させることを目的に、「愛媛県地震被害想定調査」に基づき、「今治市地震防災マップ」の作成を行い、想定地震動による想定震度分布図などがインターネットによって公開されている。

#### 【参考】

※愛媛県地震被害想定調査結果（第一次報告）（平成25年6月10日）

<http://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei24.html>

※愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）（平成25年12月26日）

<http://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html>

※今治市地震防災マップ

[http://www.city.imabari.ehime.jp/bousai/bousaimap\\_jisin/](http://www.city.imabari.ehime.jp/bousai/bousaimap_jisin/)

### 2 相談体制の整備及び情報提供について

#### (1) 法の普及・啓発

本市は県と協力し、建築技術者や建築物の所有者等に対し、法の周知に努めるとともに、既存建築物の耐震診断と改修に関する普及・啓発に努めることとする。

#### (2) 相談窓口の設置

本市は県と協力し、既存建築物の耐震診断と改修について、市民に正しい情報を提供するため、相談窓口を開設することとする。

### 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

本市は、県が実施している愛媛県住宅リフォーム支援事業の啓発に努めるとともに、リフォーム相談の機会などを活用し、リフォーム時における耐震改修の誘導に努める。

また、平成12年以前に建築された住宅の中には、筋かいの端部や柱頭、柱脚の固定が不十分な場合があることから、リフォームで壁仕上げをはがすときは、既存の筋かい、柱頭・柱脚の接合部の仕様を確認し、固定が不十分な場合は補強する等、リフォーム時における耐震改修の誘導について、事業者向け講習会、市民向け耐震講座等様々な機会を利用

し普及・啓発に努める。

#### 4 自主防災組織等との連携

本市は県と協力し、建築物防災週間等の機会を活用し、自主防災組織や住民等に対する周知、啓発及び連携に努める。

### 第7 所管行政庁による指導、助言及び指示

#### 1 耐震改修促進法による指導等について

##### (1) 耐震診断義務付け対象であることの周知

法第7条に規定にする要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、本市は、その所有者等に対して、所有又は管理する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図る。

##### (2) 指示対象であることの周知

本市は、法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）の所有者等に対して、所有又は管理する建築物が指示対象である旨の周知を図る。

##### (3) 指導・助言

本市は、耐震既存不適格建築物の所有者等に、パンフレットの配布、インターネットによる情報発信等により、耐震診断、耐震改修の必要性に関する啓発を行い、これらの対策を行うよう指導する。

あわせて、対策の実施方法について、相談窓口等で相談に応じる方法で助言を行う。

##### (4) 耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物に関する指示

本市は、耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物の所有者等に対し、状況に応じ法第13条第1項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）及び第15条第4項に基づく安全性に関する報告の請求及び立入検査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ耐震診断を行うよう指示を行う。

また、耐震診断の結果、十分な耐震性が確保されていない場合については、耐震改修を行うよう指示を行う。

指示の方法は、原則として口頭による耐震診断、耐震改修の実施の指示を行う。これに対し、実施を促しても相当期間協力が得られない場合、実施すべき事項を明示した文書を交付する。

##### (5) 指示に従わない場合の公表

本市は、耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物の所有者等が、耐震診断や耐震改修の実施に関する文書による指示に従わない場合、当該所有者等に対し事情聴取

を行う。これにより、正当な理由がないと判断された場合、法第12条第2項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第15条第2項に基づき、指示に従わない旨の公表を行うことを当該所有者等に通知し、公表することが妥当と判断された場合、所管行政庁は、ホームページ等で公表を行う。

この場合の正当な理由とは、除却や用途廃止の計画がある場合や、耐震診断・耐震改修の実実施計画が策定され計画的な実施が見込まれる場合等、やむを得ないと認められる場合とし、当該実施計画等を検討し判断する。

## 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

本市は、法第12条第2項及び法第15条第2項に基づく公表を行ったにも関わらず、当該建築物の所有者等が耐震改修等を行わない場合で、かつ建築物の敷地及び構造耐力上主要な部分がそのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合については、建築基準法第10条の規定に基づく勧告及び命令等の措置を行う。

## 第8 その他必要な事項

### 1 「被災建築物応急危険度判定」の実実施計画

#### (1) 目的

地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

#### (2) 定義

この実施計画において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

##### ①被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、危険度の判定、表示等を行うことをいう。

##### ②応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定業務に従事する者として、各都道府県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱に基づき知事の認定を受けた者をいう。

##### ③応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した市内の建築関係団体等に属する者をいう。

#### (3) 震前対策

①本市は、判定の的確な実施を図るため、実施計画、判定実施本部業務マニュアルにおいて次の事項を定めるものとする。

##### (イ) 判定実施の決定

(ロ) 判定実施本部の設置

(ハ) 判定の実施に関する県との連絡調整等

(二) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(ホ) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等

(ヘ) 県に対する支援要請に関する事項

(ト) 判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(チ) 判定資機材の調達、備蓄

(リ) その他必要な事項

② 県は、市町が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について、必要な助言をすることができる。

③ 県は、的確な支援が行えるよう、市町があらかじめ定めた事項について取りまとめておくものとする。

④ 県は、建築関係団体と協力して、判定士等の養成を行うものとする。

⑤ 県は、市町と協力して、所定の判定用資機材を備蓄するものとする。

(4) 判定実施の事前準備

①本市は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、災害対策本部や避難所等の優先的に判定を実施する必要のある施設、区域及び判定対象建築物の基準を整備しておくものとする。

②本市は判定実施本部の体制について、また、県は判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(5) 判定の実施

①本市は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断した時は判定の実施を決定し、直ちに判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

②本市は、判定の実施のための支援を県に要請することができる。

③ 県は、市町から支援の要請があったときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。

④ 県及び本市は、判定の実施を決定した場合は、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

⑤ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、当該市町に代わってこれを調達するものとする。

(6) 県と市町間の連絡調整等

①本市は、判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告するものとする。

② 判定実施本部は、県が判定支援本部を設置したときは、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

(7) 国及び他都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

① 県は、県内の地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必

要があると判断した場合は、国土交通大臣及び広域支援本部、他都道府県知事に対し、必要な支援を要請するものとする。

② 県は、国土交通大臣及び広域支援本部、他都道府県知事から判定に対する支援要請があった場合は、支障のない限り必要な支援に努めるものとする。

(8) その他

① 県及び市町と建築関係団体等は、協議会を通じ情報交換を行い、判定実施に際し円滑な運用が図れるよう努めるものとする。

② 県は、この実施計画が市町の実施計画制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。

③ この実施計画の施行に関し必要な事項は、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアル等に定める。

## 第9 実施期間

令和3年度から令和7年度を重点実施期間とし、進捗状況を勘案しながら継続して実施するものとする。

## 第10 計画の見直し

市計画は随時、耐震化の状況や目標、施策などを見直すこととする。また、重点実施期間経過後は、計画の実施状況等に関する評価を行い、必要に応じて見直すこととする。

### 附則

この計画は、平成20年4月1日から施行する。

なお、「今治市既存建築物耐震改修促進計画実施計画」（平成11年4月1日制定）及び「今治市既存建築物耐震改修実施要領」（平成11年4月1日制定）については、平成20年3月31日をもって廃止する。

### 附則

この計画は、平成23年8月18日から施行する。

### 附則

この計画は、平成28年3月23日から施行する。

### 附則

この計画は、平成30年3月8日から施行する。

### 附則

この計画は、平成31年3月27日から施行する。

附則

この計画は、令和2年2月17日から施行する。

附則

この計画は、令和4年9月27日から施行する。